

地方各級人民法院の 第一審知的財産権民事案件管轄標準の 調整に関する通知

2010年2月1日執行

独立行政法人 日本貿易振興機構(ジェトロ)

北京センター知的財産権部編

※本資料は仮訳の部分を含みます。ジェトロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記すよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保証するものではないことを予めご了承下さい。

地方各級人民法院の第一審知的財産権民事案件管轄標準の調整に関する通知

{法発（2010）5号}

各省、自治区、直轄市高級人民法院、解放軍軍事法院、新疆ウイグル自治区高級人民法院生産建設兵団分院

最高人民法院及び高級人民法院による知的財産裁判の監督及び業務指導の職能の更なる強化、並びに各級人民法院の業務負担の合理的な均衡化を目的とし、人民法院が知的財産権民事裁判業務において改正後民事訴訟法の執行を徹底しているという実情に基づき、地方各級人民法院の第一審知的財産権民事案件管轄標準に関する問題の調整について下記のとおり通知する。

一、高級人民法院は係争金額が2億元以上の第一審知的財産権民事案件、及び係争金額が1億元以上でかつ当事者一方の居住地が管轄区外にある、或いは涉外・香港マカオ台湾関連である第一審知的財産権民事案件を管轄する。

二、本通知第一項目に挙げる標準以下の第一審知的財産権民事案件については、最高人民法院による指定を経て一般知的財産権民事案件管轄権を与えられた末端人民法院が管轄しなければならない場合を除いて、全て中級人民法院が管轄する。

三、最高人民法院による指定を経て一般知的財産権民事案件管轄権を与えられた末端人民法院は、係争金額500万元以下の第一審一般知的財産権民事案件、及び係争金額500万元以上1000万元以下でかつ当事者の居住地がいずれも所管の高級または中級人民法院の管轄区内にある第一審一般知的財産権民事案件を管轄することができる。具体的な標準については関連の高級人民法院が自ら確定した上で最高人民法院に報告を行い、批准を請求する。

四、知的財産権民事案件の中の重大・難解なもの、新しい類型に属すもの、及び法律の適用上普遍的意義を有するものについては、民事訴訟法第三十九条の規定に基づき、上級人民法院が自ら審理を行う旨を自ら決定する、または下級人民法院の申立て報告に基づいて、上級人民法院が審理を行う旨を決定する。

五、特許、植物新品種、集積回路配置設計関連の紛争案件、馳名商標の認定に関わる案件及び独禁法関連の紛争案件等特殊類型に属する第一審知的財産権民事案件について管轄を確定する際は、さらに上記案件の管轄に関する最高人

民法院の特別規定を満たしていなければならない。

六、軍事法院の軍内における第一審知的財産権民事案件の管轄標準については、現地同級人民法院による標準の執行を参照する。

七、本通知の下達後、新たに指定を行い、一般知的財産権民事案件管轄権を有する末端人民法院を増やさなければいけない場合、関連の高級人民法院は当該末端人民法院の第一審一般知的財産権民事案件の管轄標準をまとめて最高人民法院に報告しなければならない。

八、本通知でいう“以上”はその数を含み、“以下”はその数を含まない。

九、本通知は2010年2月1日より執行する。これより以前にすでに受理された案件については、各地方の従来標準に基づいて執行する。

本通知の執行過程で発生した問題については、速やかに最高人民法院に報告すること。

以上